



厚生労働省岩手労働局発表
令和3年6月28日(月)

【照会先】
岩手労働局労働基準部賃金室
室長 松田 有司
室長補佐 佐々木 善一
電話 019-604-3008

報道関係者 各位

岩手県最低賃金の改正諮問について

～ 岩手地方最低賃金審議会に諮問を行います ～

岩手労働局長(稲原^{いなはら} 俊浩^{としひろ})は、現行793円とされている岩手県最低賃金について、下記により岩手地方最低賃金審議会に改正の諮問を行う予定としています。

岩手県最低賃金の改正について諮問されますと、岩手地方最低賃金審議会は、最低賃金法の規定に基づき、岩手労働局が実施している「最低賃金に関する基礎調査」、今年の春闘等の状況、経済情勢各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、岩手労働局長に答申することになります。

記

- 1 日 時 令和3年7月2日(金) 午前10時
- 2 場 所 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室
(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)
- 3 議 題 岩手県最低賃金の改正について(諮問) ほか
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様相についての撮影を除き、審議中の写真撮影等は御遠慮いただきます。

最低賃金制度と地域別最低賃金改正の手順

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金制度は、一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとされています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職業の種類を問わず、原則として当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、当該都道府県内の特定の産業について決定され当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用される「特定最低賃金」の2種類があります。

3 地域別最低賃金の決定方法と決定基準

最低賃金審議会の調査審議に基づき最低賃金を決定する「審議会方式」がとられており、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を聴いて決定します。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって、

労働者の生計費

労働者の賃金

通常の事業の賃金支払能力

の3要素を総合的に勘案して定めることとされており、を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

4 目安制度の概要

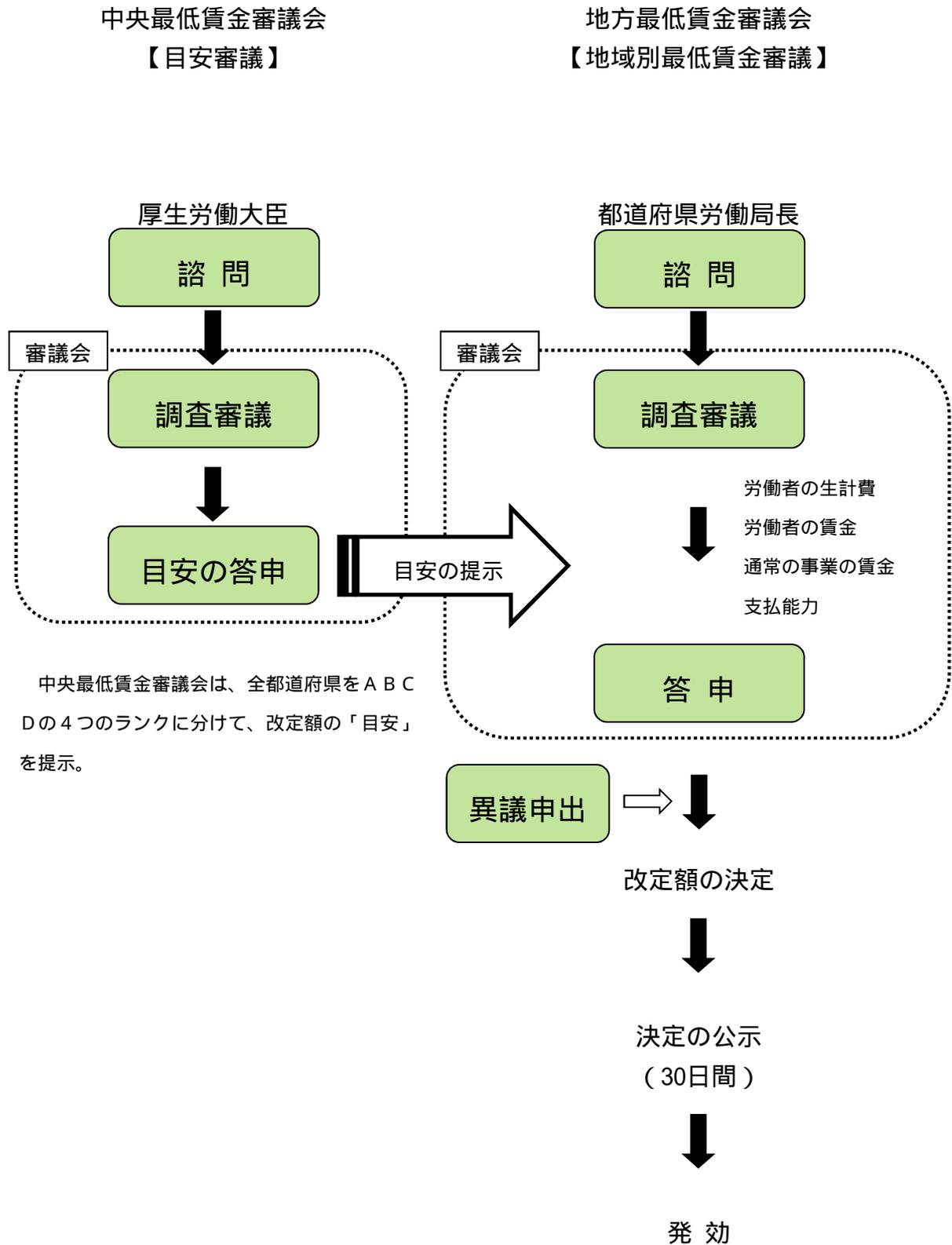
昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を4ランクに分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額については、従来、日額・時間額併用方式となっていたものが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても平成14年度以降時間額で示すこととなっています。

【参考】

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



岩手県最低賃金改正の推移

時間額単独方式に移行された平成14年度以降の岩手県最低賃金改正の推移は、次のとおりです。

年 度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発 効 年 月 日
平成 14 年度	605 (663)	1	0.17	平成 14 年 10 月 1 日
平成 15 年度	605 (664)	0	0	平成 15 年 10 月 1 日
平成 16 年度	606 (665)	1	0.17	平成 16 年 10 月 1 日
平成 17 年度	608 (668)	2	0.33	平成 17 年 10 月 1 日
平成 18 年度	610 (673)	2	0.33	平成 18 年 10 月 1 日
平成 19 年度	619 (687)	9	1.48	平成 19 年 10 月 28 日
平成 20 年度	628 (703)	9	1.45	平成 20 年 10 月 30 日
平成 21 年度	631 (713)	3	0.48	平成 21 年 10 月 4 日
平成 22 年度	644 (730)	13	2.06	平成 22 年 10 月 30 日
平成 23 年度	645 (737)	1	0.16	平成 23 年 11 月 11 日
平成 24 年度	653 (749)	8	1.24	平成 24 年 10 月 20 日
平成 25 年度	665 (764)	12	1.84	平成 25 年 10 月 27 日
平成 26 年度	678 (780)	13	1.95	平成 26 年 10 月 4 日
平成 27 年度	695 (798)	17	2.51	平成 27 年 10 月 16 日
平成 28 年度	716 (823)	21	3.02	平成 28 年 10 月 5 日
平成 29 年度	738 (848)	22	3.07	平成 29 年 10 月 1 日
平成 30 年度	762 (874)	24	3.25	平成 30 年 10 月 1 日
令和元年度	790 (901)	28	3.67	令和 元年 10 月 4 日
令和 2 年度	793 (902)	3	0.38	令和 2 年 10 月 3 日

時間額欄の括弧書きは、全国加重平均額。